

傍 聴 要 領

岩手県都市計画審議会

1 傍聴する場合の手続

会議の傍聴を希望される方は、会議の開会予定時刻までに、受付で氏名及び住所を記入し、係員の指示に従って会場に入室してください。

なお、案件の内容によって、一部非公開となる場合がありますので、あらかじめ御了承願います。

傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第、締め切ります。

2 会議の秩序の維持

傍聴される方は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。

3に記載してある事項に違反したときは注意し、なおこれに従わないときは、退出していただく場合があります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

会議を傍聴する方は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は静粛にし、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、審議を妨害しないこと。
- (3) 張り紙、旗、プラカードの掲出、はちまき、腕章の類をする等、示威的行為をしないこと。
- (4) 会場内において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (5) 会場内において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。